

# 社会福祉法人大分県遺族会

## 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人大分県遺族会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。（別表4参照）

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事（職員兼任理事は含まない）の報酬総額は、年間20万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 理事に対する報酬は、理事会への出席及び理事長の命による職務執行の都度、別表1：理事報酬表に定めるとおりとする。

4 監事に対する報酬は、別表2：監事報酬表に定めるとおりとする。

5 評議員に対する報酬は、評議員会への出席及び理事長の依頼による職務執行の都度、別表3：評議員報酬表に定めるとおりとする。

6 役員及び評議員の職務執行に伴う交通費の額は、別表4：交通費算出表により算出した額とする。

(改正)

第5条 本規程を改正する場合は、評議員会の議決で承認を得なければならない。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附則

令和元年6月1日

常勤理事設置による規程改正。

附則

令和3年7月1日

常勤理事廃止による規程改正。

別表 1 : 理事報酬表

区分	報酬額	交通費
理事会出席報酬 理事勤務報酬等	3,000 円 3,000 円	実費払い

別表 2 : 監事報酬表

区分	報酬額	交通費
監事監査報酬 4 時間以内 4 時間以上 理事会出席報酬 評議員会出席報酬	3,000 円 6,000 円 3,000 円 3,000 円	実費払い

別表 3 : 評議員報酬表

区分	報酬額	交通費
評議員会出席報酬 評議員勤務報酬等	3,000 円 3,000 円	実費払い

別表 4 : 交通費算出表

鉄 道 賃				バス賃 船 賃 航空賃	車 賃
旅行運賃	急行料	特別急行料	座席指定料金		
乗車に要する運賃	普通急行列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上のもの。	特別急行列車を運行する線路による旅行で片道 100 km 以上のもの。	座席指定料金を徴する列車を運行する線路による旅行で片道 50 km 以上のもの。	現に要した実費	走行距離 1 km につき 50 円とする。但し、路程に 1 km 未満の端数が生じたときは、四捨五入するものとする。